

農地法等に基づく府中町の処分に係る審査基準等

令和5年1月24日施行

当審査基準等において使用した略語は、次のとおり。

法	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
施行令	農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）
施行規則	農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）
知事	広島県知事
県	広島県
農地等	農地又は採草放牧地

※「おおむね」の取り扱い

当審査基準等において、距離及び面積について「おおむね」とした場合は 2 割の範囲内で運用するものとする。

※農地法関係の府中町への権限移譲に伴う表記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき広島県が制定した「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」（平成 11 年条例第 34 号）第 2 条により、農地法関係の事務・権限が市町に移譲されています（4 ヘクタールを超える農地転用許可権限及びそれに伴う法第 49 条の立入調査並びに法第 51 条の違反転用に対する処分を除く。）。

なお、当審査基準等は広島県の定める「農地法関係事務処理ガイドライン」を準用しており、文中「農業委員会」は「町」又は「町長」と読み替えます。

目 次

第 1 編 申請に対する処分

第 1 章 審査基準

第 1 節 農地等の判断基準	1
第 2 節 農地所有適格法人の判断基準	2
第 3 節 農地等の権利移動の許可基準	8
第 4 節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の許可基準	1 7
第 5 節 農地等の賃貸借の解約等の許可基準	4 9
第 2 章 標準処理期間	5 1

第 2 編 不利益処分

第 1 節 農地等の権利移動の許可の取消し	5 2
第 2 節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の 許可の取消し、工事停止及び原状回復等の命令	5 4

○構成及び変更履歴

- 令和 5 年 1 月 2 4 日制定
- 令和 5 年 3 月改正（令和 5 年 4 月 1 日から適用する。）
- 令和 6 年 5 月改正（令和 6 年 5 月 9 日から適用する。）
- 令和 7 年 7 月改正（令和 7 年 7 月 7 日から適用する。）